

～多様な保育ニーズへの対応～
保育所等での使用済み紙おむつ保護者持ち帰りを廃止

要 旨

現在、使用済み紙おむつは、多くの園で保護者に持ち帰りをしていただいておりますが、保護者や保育士等の負担軽減や衛生面の問題を解消するため、市内全ての認可保育所・認定こども園等で回収・処分を行い、保護者による持ち帰りを廃止します。

概 要

- 1 事業開始年月日 令和5年7月1日(土)より
- 2 対 象 0～2歳児クラスに在籍の児童 ※児童発達支援センター除く。
<対象保育施設>
 - ・公立：保育所6園、認定こども園1園、児童発達支援センター1園
※公立8園のうち現時点で処分を実施している園はありません。
 - ・私立：保育園21園、認定こども園8園、小規模保育事業所6園
※私立：35園のうち14園で既に処分を実施しています。
- 3 私立園への対応 公立と同じ対応を行っていただける園に対して、回収・処分に係る費用の一部を補助します。
<補助単価>
 - 1人・300円/月(4月1日現在の定員数で補助)また、令和5年度のみダストボックス購入に係る費用の一部(最大30,000円)を補助します。
- 4 費 用 無料(園児が使用する紙おむつは引き続き保護者が用意。)

お問い合わせ先

沼津市役所 市民福祉部 子育て支援課
直通:055-934-4842